

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農業経営課

法令名	肥料の品質の確保等に関する法律			法令番号	昭和 25 年法律第 127 号		
手続名	事故肥料の譲渡許可（他の部、課に属しないもの）			根拠条項	第 19 条		
審査基準	申請書の記載事項が政令第 3 条に規定されている項目であり、かつ、その内容が適正であると認めた場合、事故肥料の譲渡を許可する。						
	受付機関	農業経営課	処理機関	農業経営課	交付機関	農業経営課	標準処理期間 30 日
						標準経由期間 一日	目次 No.